

重 要

第一種 奨 学 金

返 還 の て び き

平成 21 年度（2009 年度）

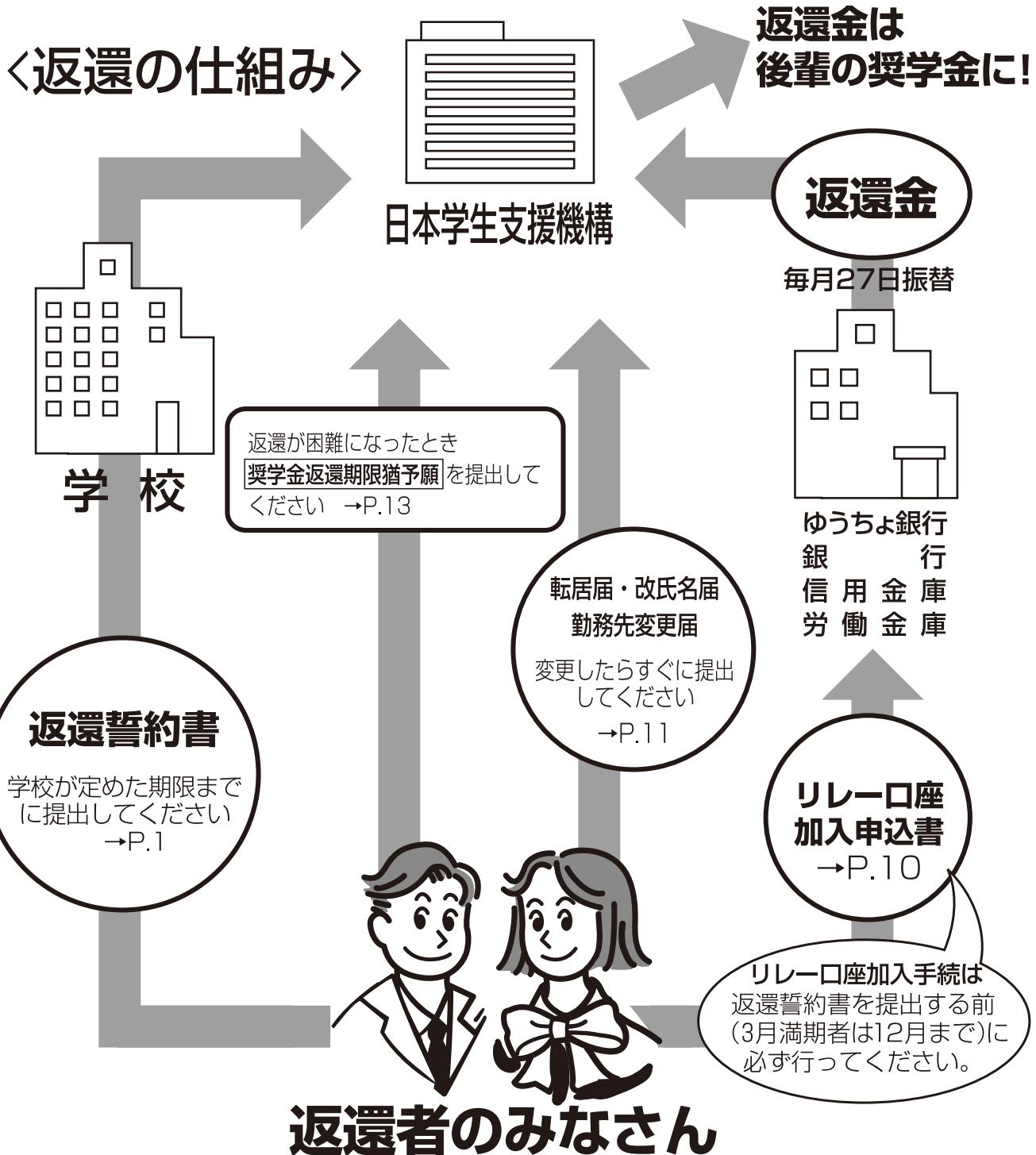
高等学校・専修学校用

- 返還完了まで大切に保管し、利用してください。
- 奨学金は貸与されたものです。最後まで責任を持って返還しましょう。



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization
(平成21年9月作成)

返還を始めるみなさんへ



☆ 返還の手續については、ホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>

独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）の奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、卒業後は必ず返還する義務があります。この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障を来すこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき、約束どおり必ず返還してください。

奨学金の返還はリレー口座により行います。

リレー口座とは、奨学金の返還を金融機関の預貯金口座から自動的に引落す口座振替のことです。

必ず全員が加入しなければなりません。

加入手続は簡単

リレー口座加入申込書を金融機関の窓口にご提出いただけます。

確実に返還

口座から毎月自動的に引き落されますので、うっかり返還を忘れてしまうことがなく確実です。振替手数料は無料です。

手間いらずで楽々

一度の手続で済み、毎月金融機関に振込みに行く手間と時間を省けます。

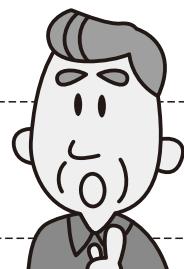
リレー口座
加入手続の時期は??

返還誓約書を提出する前（3月満期者は12月まで）に手続を行い、返還誓約書に「預・貯金者控」のコピーを添付して学校に提出してください。

第1回目の振替日は??

3月満期者は10月27日！
(月賦返還、月賦・半年賦併用返還を選択した人)
詳しくは → P.9 「Ⅱ 奨学金の返還」を参照

リレー口座とは・・・『みなさんの返還金が後輩奨学生の奨学金としてリレーされる』という意味がこめられています。

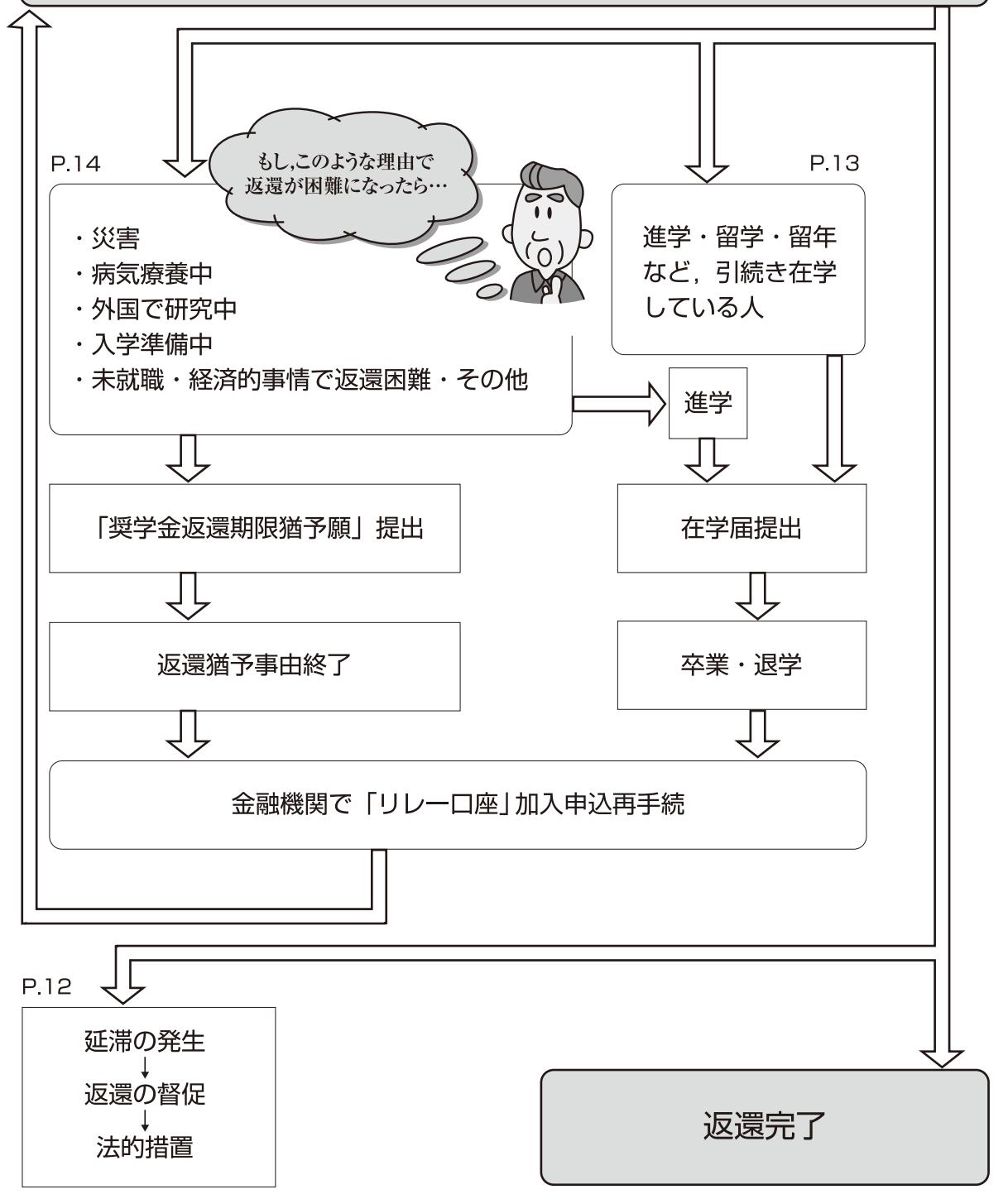


貸与終了から返還完了まで

- ・金融機関で「リレーコード」加入申込手続 →P.10参照
- ・「返還誓約書」提出 →P.1参照
添付：住民票・印鑑証明書・所得の証明・リレーコード加入後の預貯金者控コピーネ →P.2参照



リレーコードから振替
(年1回、振替案内を送付します)



目 次

I	返還誓約書の記入と提出	1
1.	返還誓約書の記入について	1
(1)	人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件について	1
(2)	親権者・未成年者後見人について	1
(3)	人的保証から機関保証への変更について	1
2.	返還誓約書の提出について	1
	返還誓約書記入例 人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合	3
	返還誓約書記入例 機関保証の場合	6
II	奨学金の返還	9
1.	奨学金の返還方法	9
(1)	割賦方法の選択	9
(2)	口座振替日	9
(3)	返還期間（回数）	9
(4)	割賦金（元金）	10
(5)	延滞金	10
(6)	返還金の充当順位	10
2.	リレー口座による返還	10
(1)	加入手続	10
(2)	口座振替加入通知	10
(3)	振替案内	11
(4)	振替不能になった場合	11
(5)	リレー口座の変更	11
(6)	返還完了通知	11
3.	住所変更・連帯保証人変更・保証人変更	11
(1)	転居・改氏名・勤務先（変更）届	11
(2)	連帯保証人、保証人変更届	11
4.	返還金の督促	12
5.	返還期限猶予	13
(1)	在学猶予	13
(2)	一般猶予	14
6.	繰上返還	15
7.	報奨金	15
8.	返還期間（回数）の変更	15
(1)	本機構で複数の奨学金の借用を受けた場合	15
(2)	期間短縮をする場合	15
9.	外国からの返還	16
10.	返還の免除	17
III	個人信用情報機関の活用について	18
IV	機関保証制度に加入している方へ	19
	各種願出用紙	20
	返還のおぼえ	卷末
	寄附金募集のご案内	卷末

I 収還誓約書の記入と提出

「返還誓約書」は、借用金額と保証関係および今後の返還方法を確認するためのもので、「人的保証用」と「機関保証用」があります。学校の指示に従い、必要事項を漏れなく記入押印のうえ必要書類を添えて、必ず提出してください。併用貸与を受けた人はそれぞれの返還誓約書を提出してください。

1. 収還誓約書の記入について

人的保証の場合は3頁～5頁の記入例、機関保証の場合は6頁～8頁の記入例を参照のうえ、必要事項を記入欄に記入してください。

なお、返還誓約書の印字欄が印字されていない場合は、学校の指示を受けて記入してください。

(1) 人的保証（連帯保証人・保証人）の選任の条件について

① 連帯保証人

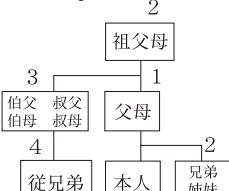
奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。原則として、父母・兄弟姉妹又はおじ・おば等にしてください。未成年者等保証能力がない人は認められません。奨学生本人が満45歳を超えることとなる場合は、連帯保証人は満60歳未満でなければなりません。配偶者はさけてください。

② 保証人

本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。原則として4親等以内の親族（父母を除く兄弟姉妹・おじ・おば・いとこのことです。）のうちで本人及び連帯保証人と別生計の人を選んでください。未成年者等保証能力がない人は認められません。奨学生本人が満45歳を超えることとなる場合は、保証人は満60歳未満でなければなりません。配偶者はさけてください。

また、他に該当者がいない等やむを得ない場合を除き、65才以上の人にはさけてください。

※ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を選んでください。その場合、返還保証書〔様式は21頁参照〕及び証明書類の提出が必要になります。



(2) 親権者・未成年者後見人について

① 親権者

民法に定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者です。

いずれかがいない場合は一人となります。親権者を記入した場合は（後見人）の字句を2本線で消してください。

② 未成年者後見人

民法に定められた未成年者後見人のことです。未成年者後見人を記入した場合は「親権者」の字句を2本線で消してください。

(3) 人的保証から機関保証への変更について

平成16年度以降の採用者で、やむを得ない事情により連帯保証人及び保証人を選任できない場合は、人的保証から機関保証への変更が可能ですので学校に申し出てください。ただし、この場合は、貸与始期に遡り、一括による保証料の支払が必要となります。〔「機関保証制度に加入している方へ」は19頁参照〕

※ 高等学校及び専修学校高等課程の奨学金は機関保証制度の対象外です。

2. 収還誓約書の提出について

返還誓約書は、次の書類を必ず添付して学校の指示する期限までに学校に提出してください。なお専修学校専門課程の併用貸与者（第一種・第二種奨学金と共に貸与された者）は各々の返還誓約書について次の書類の添付が必要となります。

人的保証	機関保証
1.金融機関で手続済の リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー	1.金融機関で手続済の リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー
2.奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)	2.奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」(コピー不可)
3.連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	
4.連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可) ※ 収入に関する証明書の例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等	
5.保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	

学校に提出する「返還誓約書」に必ず添付する書類（見本）

1. リレー口座申込書「預・貯金者控」のコピー

機関保証選択者が添付するもの（1～2）

2. 本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可）
※市区町村によって様式は異なります。

住民票					1 / 1
氏名	生年月日	性別	統籍	世帯主名	住民となりた年月日
					住民票 コード 省略
住所					平成 年 月 日 転入 平成 年 月 日 届出
本籍					署頭者
前住所					
備考					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

公印

3. 印鑑登録証明書（連帯保証人、コピー不可）
※市区町村によって様式は異なります。

5. 印鑑登録証明書（保証人、コピー不可）
※市区町村によって様式は異なります。

印 影	住 所	番 地	号 方
	氏 名		年 月 日 生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

印 影	住 所	番 番地	号 方
	氏 名	年 月 日生	

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

4. 収入に関する証明書（連帯保証人、コピー可）

支 払 を受け る 者 者 所又は居所				氏 (フリガナ) 名 (役職名)	
種 別		支 払 金 額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額
		内 千 円	千 円	千 円	千 円
控除対象配偶者 者の有無等		配偶者特別 控除の額 有 有 有 有	扶養親族の数 (配偶者を除く) 特 定 名 人 人 人 人 人	障害者の数 (本人を除く) その他の 特 别の者 人 人 人 人	社会保険料 等の金額 内 千 円 内 千 円 内 千 円 内 千 円
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額		円 国民年金保険料等の金額		円 配偶者の合計所得 個人年金保険料の金額 損害保険料の金額	

人的保証選択者が添付するもの（1～5）

返還誓約書記入例

人的保証（連帯保証人と保証人による保証）の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 現住所・氏名と印は……連帯保証人・保証人・親権者・未成年者後見人は必ず該当者本人の承諾を受け、それぞれ各自に自署、押印してもらってください。ゴム印等は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、金額の数字は一部分だけの訂正是認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

【提出用】第一種 高等学校・専修学校 (借用証書)

一つの奨学生番号で借用した全部の金額です。借用の明細欄の借用金額と同じ金額を記入してください。数字は右詰めです。
金額の桁に注意してください。

平成22年3月で満期になる人は平成22年3月31日。
それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を記入してください。

選任の条件・記入方法については1頁参照

連帯保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。

保証人となる人が自署、実印により押印をし、印鑑証明書を添付してください。

印紙税法第5条により印紙は必要ありません		借用金額	返還誓約書	(借用証書)
平成22年3月31日	独立行政法人日本学生支援機構理事長殿	1080000	私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種学資金を上記のとおり借用いたしました。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書又は申請書によって確認した事項を遵守し、「返還のびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。	
印	機構	印	印	印
印	機構	印	印	印
印	機構	印	印	印
<p>注 ①奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びレーコード加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。 ②連帯保証人については、連帯保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。あわせて裏面の5、「連帯保証人」の欄にも必ず記入してください。 ③保証人については、保証人となる方が自署・押印し、印鑑証明書を添付してください。あわせて裏面の6、「保証人」の欄にも必ず記入してください。</p>				
…(以下は未成年者のみ記入してください。)				
印	印	印	印	印
印	印	印	印	印
<p>注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも自署・押印してください。 ②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見人の方が自署・押印してください。</p>				
<p>ご記入いただいた情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。 この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（「延滞情報」（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。</p>				

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものとして計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷書ではっきり漢字記入してください。

初回入金年月…最初に奨学金が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は除いてあります。

借用月額に変更があった場合は行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合、採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んでください。※全額線上返還を希望する場合でも必ず○で囲んでください。

「確認書」で届出た人です。変更届があった場合は変更後の連帯保証人を印字しています。ただし採用された年によっては印字されていない場合があります。

1. 借用の明細

氏名 機構 一男									
(フリガナ) キコウ カズオ C/D									
性別 *男・女 生年月日 1989年 8月15日									
学校名	高等学校 専修学校 JASSO 専門学校								
借 用 金 額 の 明 細	借 用 金 額	借 用 期 間 終 了 事 由							
	1,080,000 円	*満期	辞退	退学	廃止	死亡			その他
		初回入金年月 2008年 5月	最終入金年月 2010年 2月						以前に借用した奨学生番号
		借用始期年月 2008年 4月分	借用終期年月 2010年 3月分	備註	借用月額 45000円	借用金額 1080000円			60300666666

2. 返還の方法

- (1) 割賦方法について 1 又は 2 を選択して○で囲んでください。
- (2) 奨学金の返還はゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金口座からの自動引き落しとなります。
- (3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度（リレーオーク）の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返還期日	返回事数	割賦金	最終割賦金
① 月賦返還	毎月 27 日	144 回	7500 円	7500 円
2. 併用返還	月賦分：毎月 27 日 半年賦分：毎年1月と7月の27日	144 24	3750 22500	3750 22500

3. 届出済連帯保証人と住所

連帯保証人 機構 幸次様

住 所 神奈川県 横浜市 緑区 長津田町 4259 S-3

608 08 111111 1

コード番号
学校番号 499990
区分 00
科(学科) 3010
09/09/01-000001



↑上の枠部分は機械処理するため、記入しないでください。

機械印字されていない場合は学校の指示を受けて該当事由に○をつけてください。

「満期」…卒業・修了及び貸与期間満了のことです。

「辞退」…奨学金を必要としなくなり、その旨届出したことです。

「退学」

「廃止」…「奨学金継続願」を提出しないこと及び学則により退学・除籍の処分を受けたこと等により奨学生の資格を失うことです。

「死亡」

「その他」

- 府県名と市名が同じもの、及び札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市・川崎市・浜松市・名古屋市・堺市・神戸市・北九州市は道府県名を省略してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション・団地・アパートの棟号・室番や同居先（例 ○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正の場合は訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。
未決定の人は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら本機構に届出てください。

郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください。
卒業後の連絡先が未定の人は連帯保証人の住所を記入し、後日、住所が確定したら本機構に届出てください。

返還誓約書表面と同じ人を記入してください。

4. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人勤務先	勤務先名 左内坂商店 株式会社	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
	TEL 03-3366-XXXX	

卒業後の連絡先	フリガナ トヨキョウト シンジカク イチガヤ ホムラチョウ	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
	TEL 03-3269-XXXX	
	携帯電話番号 090-1234-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
	e-mailアドレス kikou@xxxx.xxxx.xx	

5. 連帯保証人

連帯保証人	フリガナ キコウ コウジ	本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい
	氏名 機構 幸次	生年月日 大正昭和平成 T <input checked="" type="radio"/> H 32年11月18日
	フリガナ トヨキョウト シンジカク イチガヤホムラチョウ	目 父 <input checked="" type="radio"/> 1 母 <input type="radio"/> 2 兄弟姉妹 <input type="radio"/> 3 <input type="radio"/> 4
	TEL 03-3269-XXXX	
	携帯電話番号 090-1111-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
	勤務先 株式会社機構工業	勤務先TEL 03-3269-XXXX

6. 保証人（未成年者等保証能力がない人は認められません。）

保証人	フリガナ ショウガク イチロウ	本人との関係は該当の数字を○で囲み、下記以外の場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい
	氏名 将学院一郎	生年月日 昭和平成 S <input checked="" type="radio"/> H 23年8月1日
	フリガナ オオサカネ キタケ カミヤマチョウ	兄弟姉妹 1位父 <input type="radio"/> 3 2位母 <input type="radio"/> 4
	TEL 06-6361-XXXX	
	携帯電話番号 090-1212-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。
	勤務先 (有)返還商店	勤務先TEL 06-2323-XXXX

学校での点検者印	
----------	--

返還誓約書記入例

機関保証の場合（高等学校・専修学校高等課程を除く。）

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。
- 現住所・氏名と印は……親権者・未成年者後見人は必ず該当者本人の承諾を受け、それぞれ各自に自署、押印してもらってください。ゴム印等は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、上部に正しい事項を記入してください。ただし、金額の数字は一部分だけの訂正是認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。

【提出用】第一種【機関保証】 (借用証書)

一つの奨学生番号で借用した全部の金額です。借用の明細欄の借用金額と同じ金額を記入してください。
数字は右詰めです。
金額の桁に注意してください。

平成22年3月で満期になる人は平成22年3月31日。
それ以外の人は返還誓約書の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に記載の住所を記入してください。

記入方法は1頁参照

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

返還誓約書

借用金額

私は、独立行政法人日本学生支援機構第一種学資金を上記のとおり借用いたしました。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程、その他の諸規程及び確認書によつて確認した事項を遵守し、「返還のてびき」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。

平成22年3月31日
独立行政法人日本学生支援機構理事長殿

162-0000 03-9269-XXXX 印
⑤ 業務用印
⑥ 東京都新宿区市谷本村町10-7
⑦ 64年9月10日生
⑧ 平成64年9月10日生
⑨ 機構明法
注：奨学生本人（以下本人という）については、本人が自署・押印し、本人の住民票及びリレーポジション加入申込書（預・貯金者控）のコピーを添付してください。

(以下は未成年者のみ記入してください。)

親権者（父） (後見人)	現住所 氏 名	印
親権者（母） (後見人)	現住所 氏 名	印

注 ①本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者欄に親権者がそれぞれ自署・押印してください。
②親権者とは、民法に定められた親権者のことです。通常は両親（両親のうちいずれかの方がいないときは一人となります。）です。なお、後見人がいる場合には後見の方方が自署・押印してください。

ご記入いただいた情報は、奨学生貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲において、あなたの情報（「延滞情報」（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものとして計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷書ではっきり漢字記入してください。

初回入金年月…最初に奨学生金が口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学生金が口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は除いてあります。

借用月額に変更があった場合は行を改めて記入してあります。

借用した奨学生金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合、採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んでください。※全額繰上返還を希望する場合でも必ず○で囲んでください。

保証料総額（予定）は借用期間終了までに支払う額です。
ただし、途中で機関保証に変更した場合は、変更後に徴収した金額（予定）が印字されており、変更時に一括で支払った金額は含まれておりません。

1. 借用の明細

2									
氏名 機構 明宏									
(フリガナ) キコウ アキヒロ C/D									
性別 *男・女 生年月日 1989年 9月 10日 6									
学校名 JASSO 専門学校 大学・大学院 研究科 (専修学校) 高等専門学校 科学部									
借用金額		借用期間		終了事由					
借用		*満期	辞退	退学	廃止	死亡	その他		
1,080,000 円									
初回入金年月 2008年 5月 ~ 最終入金年月 2010年 2月						以前に借用した奨学生番号			
借用開始年月 2008年 4月分 ~ 2010年 3月分		借用終期年月 2010年 3月分		借用月数 24ヶ月		借用月額 45000円		借用金額 1080000円	
60500999999									

2. 返還の方法

- (1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。
- (2) 奨学生金の返還はゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び学勵金庫の預貯金口座からの自動引き落しとなります。
- (3) 返還誓約書提出前に必ず印座振替制度（リレー口座）の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返還期日	返回事数	割賦金	最終割賦金
1. 月賦返還	毎月 27 日	144 回	7500 円	7500 円
2. 併用返還	月賦分 毎月 27 日	144	3750	3750
	半年賦分 每年1月と7月の27日	24	22500	22500

608 08 999999 6

ヨード番号
学区番号 499990
学部・研究科・学科 00
09/09/01-000001
(006105) ★

↑上の枠部分は機械処理するため、記入しないでください。

機械印字されていない場合は学校の指示を受けて該当事由に○をつけてください。
 「満期」…卒業・修了及び貸与期間満了のことです。
 「辞退」…奨学生を必要としなくなり、その旨届出したことです。
 「退学」
 「廃止」…「奨学生継続願」を提出しないこと及び学則により退学・除籍の処分を受けたこと等により奨学生的資格を失うことです。
 「死亡」
 「その他」

- 府県名と市名が同じもの、及び札幌市・仙台市・さいたま市・横浜市・川崎市・浜松市・名古屋市・堺市・神戸市・北九州市は道府県名を省略してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション・団地・アパートの棟号・室番や同居先（例　○○様方）は必ず記入してください。
- 訂正の場合は訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して、上部に正しい事項を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

勤務先が決定した人、現に就職している人は記入してください。

未決定の人は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら本機構に届出てください。

卒業後の連絡先が未定の人は郵便物が確実に届く住所を記入し、後日、住所が確定したら本機構に届出てください。

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に、本人の住所・電話番号を照会できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名 勤務先名	左内坂商事 株式会社		
TEL	03-3366-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
卒業後の連絡先 フリガナ	トキョウト シンジュクワ イチガヤホンムラチョウ		
住所	⑨ 162-0000 東京都新宿区市谷本村町10-7		
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
携帯電話番号	090-1234-XXXX		
e-mail アドレス	kikou@xxxx.xx.xx		

4. 本人以外の連絡先

本人以外の連絡先 フリガナ	キコウ コウシ		
氏名	機構幸次	生年月日	父 母 兄弟妹
	T ○ H 32年11月18日	○ 2 3 4	
住所	トキョウト シンジュクワ イチガヤホンムラチョウ		
TEL	03-3269-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「-」を記入。	
携帯電話番号	090-1111-XXXX		

注 ①被学生本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者または後見人の方を記入してください。

②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。

③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することができます。

学校での
点検者印

II 奨学金の返還

1. 奨学金の返還方法

(1) 割賦方法の選択

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）の2種類があります。返還しやすい方法を選択してください。全額繰上返還を希望する場合でも選択してください。

- ア 月賦返還……割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落します。
- イ 併用返還……借用金額を二分して得た割賦金を月賦分は上記アで、半年賦分は6か月ごとに引き落します。

なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 口座振替日

振替（引落し）日は次のとおりです。

返還方法	1回目の振替日	2回目以降
月賦返還	3月満期者は2010年10月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
月賦分 併用返還	3月満期者は2010年10月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
半年賦分	3月満期者は2011年1月27日 その他の人は借用期間終了の翌月から数えて6か月経過後の1月または7月のいずれか早い月の27日	1月及び 7月の27日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落します。

(3) 返還期間（回数）

割賦方法に応じた返還回数は、下記のようになります。

〔例.借用金額 1,080,000円の場合〕

ア 月賦返還……返還回数は借用金額を割賦金の年額（15頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た年数の12倍です。

$1,080,000 \div 90,000 = 12\text{年}$ $12\text{年} \times 12 = 144\text{回}$ となります。

割賦金は $1,080,000 \div 144\text{回} = 7,500\text{円}$ となります。

イ 併用返還……月賦分の返還回数は上記アと同じです。

半年賦分の返還回数は借用金額を割賦金の年額（15頁「奨学金返還年数算出表」参照）で割って得た年数の2倍です。

月賦分 $12\text{年} \times 12 = 144\text{回}$ となります。

半年賦分 $12\text{年} \times 2 = 24\text{回}$ となります。

割賦金は $1,080,000 \div 2 = 540,000\text{円}$

$540,000 \div 144\text{回} = 3,750\text{円}$ （月賦分）となります。

$540,000 \div 24\text{回} = 22,500\text{円}$ （半年賦分）となります。

なお、専修学校の専門課程で第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受け、借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

(4) 割賦金（元金）

借用金額を、選択した割賦方法で算出して得た額です。振替日に口座から引き落されます。

(5) 延滞金

平成17年4月以降に奨学生として採用された人は、約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

なお、平成16年度以前に奨学生として採用された人は、約束の返還期日を6か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課されます。

(6) 返還金の充当順位

返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、割賦金の順となります。

2. リレー口座による返還

奨学金の返還は、金融機関の口座からの自動引き落しにより行われます。口座振替により、多くの返還者の返還を迅速、確実に行うことができます。

口座振替による返還を日本学生支援機構では「リレー口座」と呼んでいます。

(1) 加入手続

奨学金の返還は、全員リレー口座により行っていただきます。取扱金融機関は下記のとおりです。返還誓約書を学校に提出する前（3月満期者は12月まで）に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続をし、加入手続後「預・貯金者控」のコピーを返還誓約書に添付して学校に提出してください。

〔取扱金融機関〕 ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、
信託銀行、信用金庫、労働金庫

※ 信用組合・農業協同組合・外国銀行・その他一部銀行（新生銀行、セブン銀行など）では取り扱っておりません。

ア 「日本学生支援機構奨学金返還自動払込利用申込書・日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書」（以下「リレー口座加入申込書」という。）によって、金融機関の窓口で加入手続をしてください。複数の奨学生番号がある場合は全て同時加入することになりますが、申込用紙には採用年度の新しい奨学生番号を記入してください。

イ 加入者は「預・貯金者控」だけを受け取ってください。

なお、その際に、取扱店の受付印が押されていることを確認してください。

ウ 振替手数料は無料です。

※ 奨学金を受けていた口座をリレー口座として利用することができます。

ただし、「リレー口座加入申込書」で改めて加入手続をする必要があります。

(2) 口座振替加入通知

リレー口座加入後「口座振替加入通知」で返還の明細をお知らせします。振替開始月、振替口座等、必ずご確認いただき、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。「口座振替加入通知」は、返還が完了するまで大切に保管してください。（3月満期者は8月上旬頃送付します。）

(3) 振替案内

原則として毎年1回、月賦返還は4月、併用返還は7月に残額と次回振替額を記した「振替案内」を送付します。

(4) 振替不能になった場合

残高不足により請求額を引き落すことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と合わせて引き落します。延滞金も課されます。

また、「振替不能通知」の送付、人的保証の場合は連帯保証人や保証人宛の「督励状」の送付、及び本機構が業務を委託した債権回収会社からの電話により次回の振替についてお知らせします。

(5) リレー口座の変更

ア 口座を変更する場合

金融機関、口座名義人、口座番号を変更する場合は、改めて金融機関の窓口で申込手続を行ってください。申込用紙は本機構（裏表紙参照）に請求してください。ホームページからも請求することができます。申込後、新口座からの振替月日を「振替開始通知」でお知らせします。

※ 新口座からの振替開始までに2～3か月程度かかります。新口座からの振替が開始するまでは旧口座から引き落しますので解約をしないでください。

イ 口座の名義を変更した場合

本機構（裏表紙参照）に連絡してください。

(6) 返還完了通知

返還が完了したときは「返還完了通知」を本人宛に送付します。

3. 住所変更・連帯保証人変更・保証人変更

住所等に変更があった場合は必ず届出ください。届出がない場合、本機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等たいへん不利なこともあります。

なお、下記（1）の届については、郵送、電話、FAXで届出ください。（2）の届については本機構所定の様式〔23、24頁参照〕で提出してください。

(1) 転居・改氏名・勤務先（変更）届（電話番号変更を含む。）

〔様式は22頁参照〕

なお、改氏名に伴い、リレー口座の口座名義も変更になる場合は、本機構までご連絡ください。

(2) 連帯保証人、保証人変更届〔様式は23、24頁参照〕

連帯保証人、保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合は届出ください。

ア 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書及び収入に関する証明書を添付してください。

※ 収入に関する証明書の例：源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等

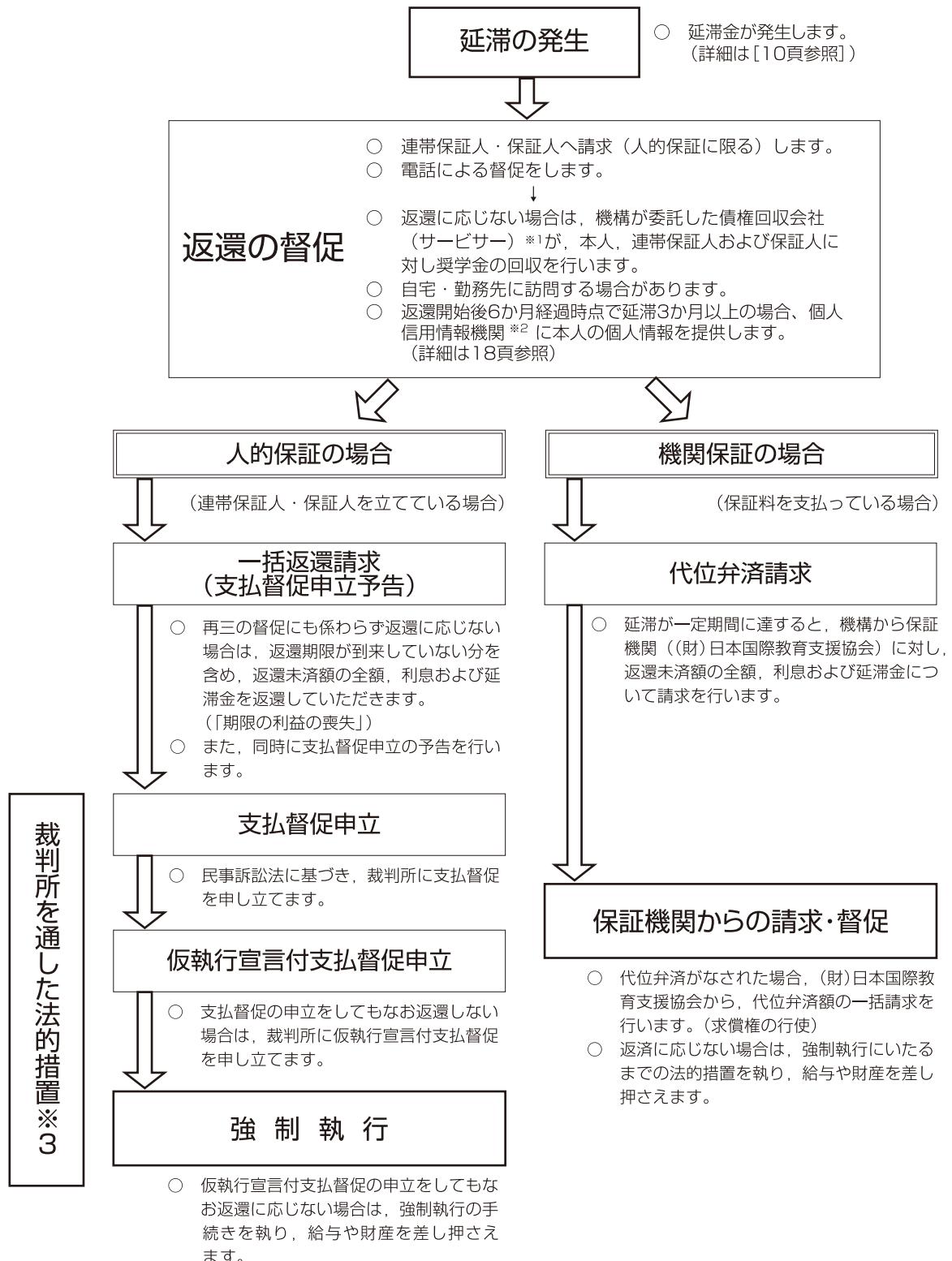
イ 保証人を変更する場合

新たに保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書を添付してください。

※ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人、保証人に変更する場合は、奨学生番号ごとに返還保証書〔様式は21頁参照〕及び収入に関する証明書の提出が必要になります。

4. 返還金の督促

返還は本人が責任をもって行わなければなりません。返還に応じない場合は、下記の表のとおり督促および法的措置をとります。



※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービスサー」と呼ばれるものです。

※2 個人信用情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。

5. 返還期限猶予

返還期限が猶予されることがあるのは次の場です。返還期限猶予を希望する場合はすみやかに所定の手続をしてください。審査中は請求や督促が行われます。

なお、返還期限猶予期間が終了したら「リレー口座」の再加入手続をしてください。

ただし、金融機関に確認し、前回加入したリレー口座が使用できる場合は、再申込の必要はありません。

(1) 在学猶予

大学・大学院などに在学中は「在学届」〔様式は27頁参照〕、外国に留学中は「奨学金返還期限猶予願」〔様式は28、29頁参照〕と「在学証明書（日本語訳を添付）」の提出により返還期限が猶予されます。

なお、日本の大学（院）に在籍しながら外国に留学する場合は「在学届」のみ提出してください。

下記の事由が発生した場合は、すみやかに手続をしてください。

ア 進学した場合

在学届を入学した学校に提出してください。（学校がまとめて本機構に提出します。）

ただし、大学奨学生採用候補者、専修学校専門課程採用候補者（いずれも採用候補者決定通知を受領した人）が、大学又は専修学校に進学した場合は、前に貸与を受けていた奨学生番号を記入した進学届の提出により、在学中は返還期限が猶予されますので在学届を提出する必要はありません。

イ 奨学金を辞退した場合

辞退後も学校に在学している場合は、在学届を提出してください。

ウ 借用期間終了後も留年により卒業期が延びた場合

在学届を1年ごとに提出してください。

エ 大学の通信教育学部又は放送大学の全科履修生として在学している場合

在学届を1年ごとに提出してください。

オ 専修学校に入学した場合

専修学校の高等課程又は専門課程で修業年限が2年以上のもののうち、次の分野・学科に入学した場合は在学届を提出してください。

〔在学猶予が認められる分野と学科〕

工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務関係の各分野に属する全学科

服飾・家政、文化・教養分野のうち服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術に関する学科

注 意！

※ 聴講生・研究生・選科履修生・科目履修生等は在学猶予の対象なりません。

14頁（2）「一般猶予」を参照してください。

※ 外国留学のうち、大学・大学院以外の学校、語学学校、大学の語学研修コースに在籍する場合は、14頁（2）「一般猶予」を参照してください。

※ 提出された奨学金返還期限猶予願及び添付書類について審査があります。

(2) 一般猶予

下記の事由で約束どおりの返還が困難になった場合、すみやかに返還期限猶予の手続をしてください。審査の後、結果を通知いたします。

「奨学金返還期限猶予願」〔様式は28、29頁参照〕には必ず証明書（下記参照）を添付して、返還期日の2ヶ月前までに、本機構（裏表紙参照）に提出してください。証明書等でわからないことがありますたら、本機構にご相談ください。

返還期限猶予願出事由及び添付証明書等一覧

【願出事由による証明書等一覧】コピーと記されているもの以外は原本が必要となります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
災 害	(1) 罹災証明書〔1年目〕 (2) 罹災継続証明書〔2年目以降〕	市区町村長・ 消防署長	1年ごとに願 出のこと 当該事由が繼 続する期間
傷 病	診断書（就労困難記載があること） ※就労している場合は、住民税非課税証明書の提出が必要です。	医師・病院長	
生活保護受給中	(1) 生活保護受給証明書 又は (2) 民生委員の証明書	(1) 社会福祉事務所長 (2) 民生委員	
外国留学・研究中	(1) 在籍証明書 又は所属機関の証明書と (2) 所得証明書（円換算した金額を添付） ※日本語訳を添付	在籍学校長、 所属機関の長	
生 活 困 窮	(1) 所得証明書 又は (2) 市県民税（所得・課税）証明書 又は (3) 住民税非課税証明書 ※(1)(2)は標記年度の前年分の所得を証明するもの。 ※(2)は収入金額が明記されているものとする（課税額のみは不可）	市区町村長	1年ごとに願 出のこと 5年が限度
	※特別研究員の場合は、 (1) 所得証明書と(2) 研究員の証明書	(1) 市区町村長 (2) 所属機関の長	
	(1) 雇用保険受給資格者証のコピー 又は (2) 雇用保険被保険者離職票のコピー ※半年以上前に退職している場合は、 (1)又は(2)に加えて、経済的困難に準じた証明書を添付	職業安定所長	
新卒及び 在学猶予切れの 場合の無職・ 未就職	(1) 健康保険証（国民健康保険は不可）の被扶養者欄のコピー 又は (2) アルバイトをしている場合は給与明細3ヶ月分のコピー 又は (3) 出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明（職名・署名・押印必要。様式自由）	(2) 勤務先 (3) 出身学校教諭・教授等	
入学準備中	(1) 予備校の在籍証明書 又は (2) 出身学校長又は出身学校担当教諭の証明書等 ※在学期間を終了して1年以上経過の場合は、(1)又は(2)に併せて経済困難の証明書が必要	(1) 在籍学校長等 (2) 出身学校長、出身学校担当教諭等	

※外国の高校・大学・大学院等に留学している場合の猶予期間は、その学校に在籍している期間となります（5年限度なし）。ただし、在籍期間が9ヶ月未満の場合は、通算して5年が限度となります。

※聴講生、研究生、専修学校一般課程、及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生の猶予は、経済困難の事由による猶予願出の該当となります。

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった方並びに同地域に勤務し勤務先が被災して、同等の災害にかかった方についても、猶予できる場合があります。

6. 繰上返還

全額又は一部の繰上返還を希望するときは、繰上返還を希望する月の振替日の1か月前までに、何回分を返還するのか、本機構（裏表紙参照）に郵送、電話、FAXで連絡してください。「繰上返還申込書」を受けつけましたら、改めて27日の振替日に引き落とされる金額を中旬から20日くらいまでに文書で連絡いたします。一部繰上返還をした場合、次回以降の返還期日を繰り上げて、返還することになります。〔様式は25頁参照〕

また、返還誓約書に繰上返還希望の旨を記入しても繰上返還はできませんのでご注意ください。

※半年賦併用返還（月賦と半年賦返還の併用）の方が、一部繰上を希望する場合の回数は6回以上（当月+5回以上）となります。

7. 報奨金

平成17年4月以降に奨学生として採用された人から、報奨金制度は廃止されました。

なお、平成16年度以前の奨学生として採用された人については、最終の返還期日の4年前までに、返還残額（延滞金がある場合は、返還残額に延滞金を加えた額）を一度に返還し返還完了となったときは、最後の振替額のうち繰上返還となる金額に対して下記に相当する額が報奨金として本人に支払われます。

返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年以内に返還完了した場合 (返還期限を猶予されている期間は除く。)	5%
返還開始日（第1回目の返還期日）の翌日から7年経過後に返還完了した場合 (返還期限を猶予されている期間は除く。)	3%

- (注) 1. 最初から返還期間が4年以下の場合は、一度に返還しても報奨金の対象にはなりません。
2. 一部繰上返還した場合は、最終返還期日が変更になっている場合があり、報奨金の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

8. 返還期間（回数）の変更

(1) 本機構で複数の奨学金の借用を受けた場合

第一種奨学金のほかに、第二種奨学金の借用を受けた場合など二口以上の返還金がある人は、それぞれの借用金額の合計額を割賦金の年額（下表参照）で割って得た返還年数で返還することができます。返還期間の変更を希望する場合は、期間変更を希望する月の2か月前に申出てください。〔様式は26頁参照〕ただし、延滞した場合は認められません。

〔例〕 高等学校で第一種奨学金 612,000円 専修学校で第一種奨学金 1,080,000円 を借用した場合の返還年数は
 $(612,000 + 1,080,000) \div 120,000\text{円} = 14.1\text{年} = 14\text{年間}$ となります。

(2) 期間短縮をする場合

返還誓約書の返還期間を短縮する場合は、あらかじめ本機構に連絡してください。ただし、延滞した場合は認められません。

奨学金返還年数算出表

借 用 金 額	割賦金の年額
200,000円以下	30,000円
200,100円～400,000円	40,000円
400,100円～500,000円	50,000円
500,100円～600,000円	60,000円
600,100円～700,000円	70,000円
700,100円～900,000円	80,000円
900,100円～1,100,000円	90,000円
1,100,100円～1,300,000円	100,000円
1,300,100円～1,500,000円	110,000円
1,500,100円～1,700,000円	120,000円
1,700,100円～1,900,000円	130,000円
1,900,100円～2,100,000円	140,000円
2,100,100円～2,300,000円	150,000円
2,300,100円～2,500,000円	160,000円
2,500,100円～3,400,000円	170,000円
3,400,100円以上	総額の20分の1

9. 外国からの返還

外国からの送金は、手続が複雑なうえ送金手数料もかなり高額となります。

また、本機構の口座へ入金されるまでにかなりの時間がかかります。

外国に在留している期間の返還については、**外国に行く前に日本国内の金融機関でリレー口座に加入して口座振替ができるようにしておいてください。**

上記の方法が、どうしてもとれない場合は本機構指定の口座（下記参照）に送金してください。

【外国送金の留意点】

ア 外国から送金する場合、送金手数料はすべて本人の負担となります。**送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。**

イ 振込等に際して、住所・氏名の他に奨学生番号（カタカナの記号はローマ字で）を参考記号（reference）として必ず記入してください。

（注）奨学生番号、氏名が確認できませんと入金処理ができません。

ウ 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、ご注意ください。

エ 入金年月日は、送金日ではなく本機構の口座に入金された日付になります。

【外国から送金する場合の金融機関】

（外国送金専用口座なので、日本国内からの送金はしないでください。）

① 銀行の振込送金（この方法が最も確実です。）

銀行の振込送金	口座名義	預金種目	振込先銀行（口座番号）
独立行政法人 日本学生支援機構 返還口	三菱東京UFJ銀行 本店 (7640389) (Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) Swift Code : BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL : 03-3240-1111	普通預金	
	三井住友銀行 東京公務部 (0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code : SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 TEL : 03-3591-3201		

② 外国郵便為替による送金（取り扱わない国もあります。）

現地の郵便局で下記の宛先の外国郵便為替を作成し、奨学生番号は通信欄又は氏名欄に記入して送金してください。（円建送金ができない国もあります。）

外国郵便為替による送金	所在地 名称	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 日本学生支援機構 (JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)
-------------	-----------	---

10. 返還の免除

次の場合、願出により返還を免除することができます。 (1) (2) の願出用紙は本機構（裏表紙参照）に請求してください。審査の後、結果を通知いたします。

(1) 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったときに返還免除を願い出る場合は、下記の書類が必要となります。

- ア 奨学金返還免除願（相続人、連帯保証人連署）
- イ 本人死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票等の公的証明書

(2) 精神若しくは身体の障害による免除

精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったときに返還免除を願い出る場合は、下記の書類が必要となります。

- ア 奨学金返還免除願（本人、連帯保証人連署）
- イ 返還することができなくなった事情を証する書類（家庭状況書：本人及び連帯保証人の状況）
- ウ 医師又は歯科医師の診断書（本機構所定の用紙）

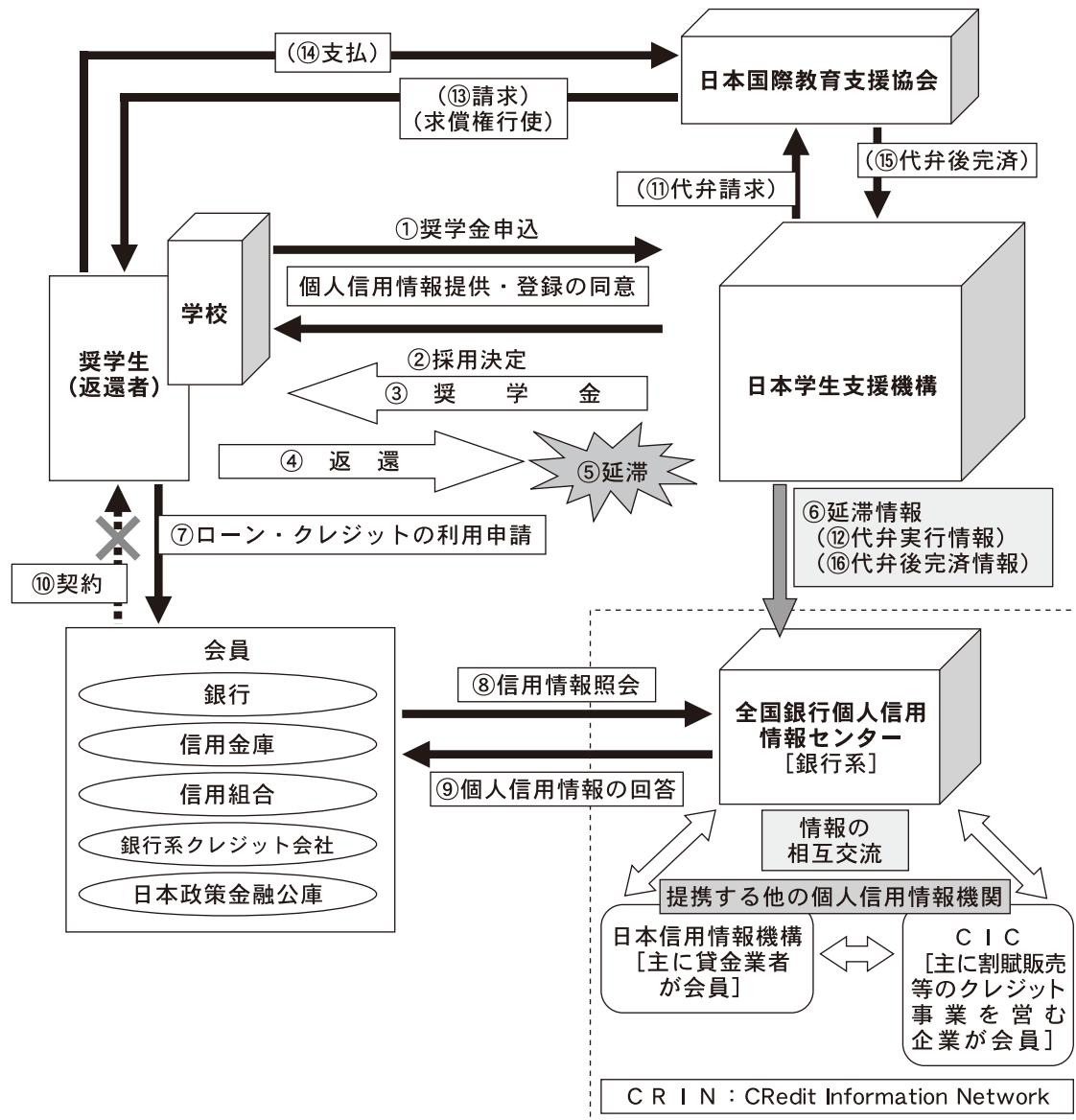
III 個人信用情報機関の活用について

日本学生支援機構では、平成20年11月に、個人信用情報機関の一つである全国銀行個人信用情報センターに加盟しました。

新規返還者については、返還開始後6ヵ月経過時点で延滞3ヶ月以上の場合に、個人信用情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます。(返還開始後6ヵ月経過以降は延滞3ヶ月になった時点。)

- ・奨学金の貸与者全員の情報が登録されることではなく、延滞者のみが登録されます。
- ・一度、登録された情報は、延滞中はもちろんのこと延滞解消してさらに返還がすべて完了しても5年間は登録されています。
- ・個人信用情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなったりする場合があります。

○個人信用情報機関活用のしくみ



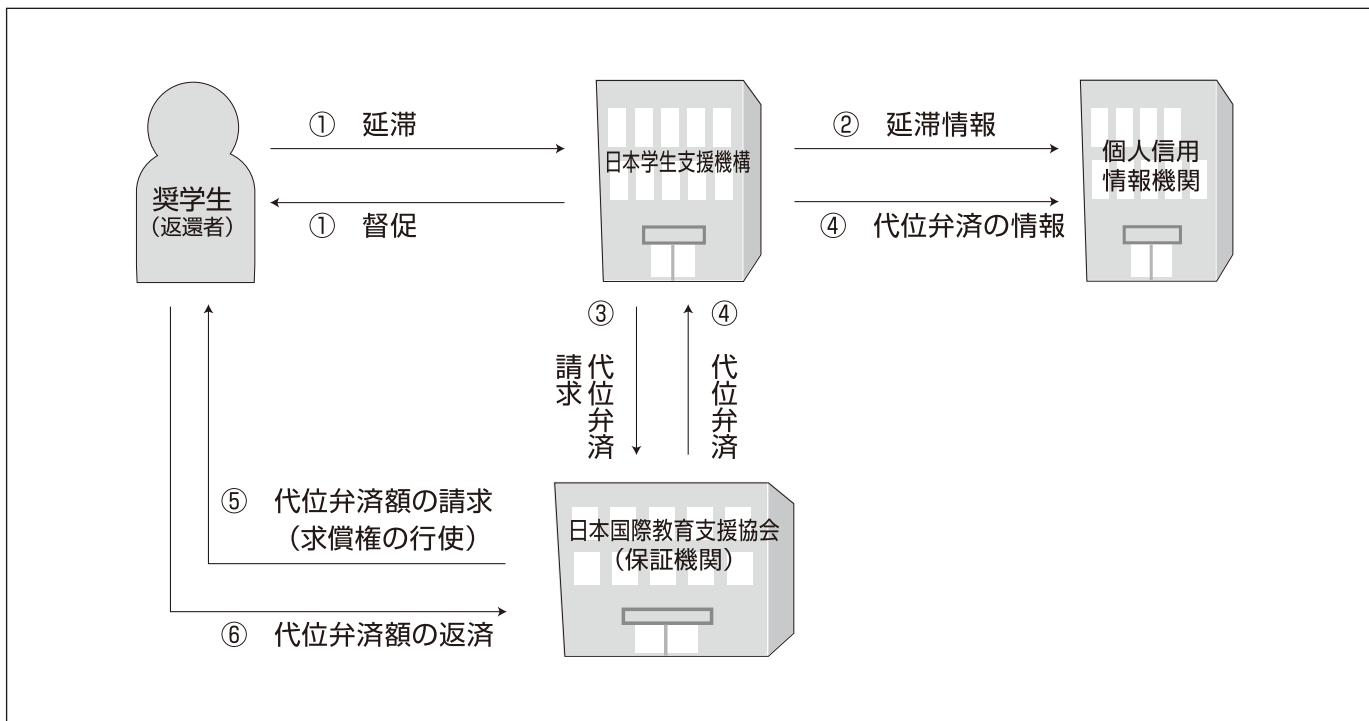
IV 機関保証制度に加入している方へ(高等学校・専修学校高等課程は除く)

機関保証制度に加入していても、奨学生はあなた自身が責任をもって返還しなければなりません。

奨学生の返還を延滞し、延滞が一定期間以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関（財団法人日本国際教育支援協会）に対し、あなたの奨学生の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。保証機関はあなたの奨学生の返還残額を機構に支払いますが、その後、あなたに対し、機構に支払った額を一括して請求します。

※保証機関があなたの代わりに奨学生の返還残額を機構に支払っても、あなたの返済の義務がなくなるわけではありません。

○奨学生の返還を延滞した場合



①あなたが奨学生の返還を延滞した場合、機構はあなたに対し返還の督促を行います。

②延滞が一定期間以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。

③さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関に対し、あなたの奨学生の返還残額（元金、利息、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕

④保証機関があなたの奨学生の返還残額を機構に支払います。〔代位弁済〕

また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人信用情報機関に登録されます。

⑤保証機関があなたに対し、機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。〔求償権の行使〕

⑥あなたは保証機関に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。

【保証料の返戻】

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、あなたが支払った保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。

(1) 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。

(2) 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。

(3) 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学生振込口座又は返還金自動引落し口座となります。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学生返還免除願」を申請した方へお返しすることになります。

リレー口座を変更する場合は、申込用紙をお送りしますので、本機構（裏表紙参照）に請求してください。ホームページからも請求す

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

返還保証書（※連帯保証人・保証人）

※どちらかに○をつける

年　月　日

フリガナ 氏名  奨学生との関係

生年月日

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

次の者が奨学金の返還を行うことについて、下記1及び2により保証します。

奨学生番号 • • •

借用終了時の学校名

フリガナ

奨学生氏名 生年月日

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

1. 現在の資産等の状況について

区分	金額等
資産等	現在の所得金額（年収） 千円
	預貯金額 千円
	不動産（評価額） 千円
	その他 千円

(注) 所得金額、預貯金額、不動産については、そのことを証明する書類（源泉徴収票、預貯金残高証明書、登記簿謄本の写し等）を添付してください。

2. 返還計画について

貸与総額	千円
返還期間	年
返還年額	千円

保証期間中のあなたの生活設計及び奨学生が延滞した場合の返還への取組み等について、できるだけ具体的に記述してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

転居・改氏名・勤務先(変更)届

今回住所変更 をする者を ○で囲む	本人	6512
	連帯保証人	6522
	保証人	6532

5	8	10	16
	奨学生番号		CD
	記号		X

提出日	17	西暦年	月	日
	2	0		

奨学生氏名	
氏	名

奨学生生年月日			
大正	年	月	日
昭和			
平成			

※氏と名の間は1コマあけ、濁点・半濁点は1コマ使用

※改姓を伴うときは、新氏名を記入

住所変更をする者の氏名(カタカナ)																								
25																								

※改姓のときのみ旧姓・新漢字氏名を記入

旧姓(カタカナ)		新漢字氏名	
55		氏 ⁶⁰	名

新 住 所	郵便番号	120																							
	漢字	127	都道府県																						
自宅電 話番号	327																								
携帯電 話番号	347																								
e-mail アドレス	367																								

勤務先	漢字	487																							
電話番号	587																								

電話番号は市外局番-局番-番号-内線

※連帯保証人、保証人の転居等の場合も届出ください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、連帯保証人、保証人、奨学金事業の業務委託先、居住していた若しくは居住している市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が(財)日本国際教育支援協会に提供されます。

09.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

連帯保証人変更届

年　月　日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧連帯保証人を新連帯保証人に変更しますので、印鑑証明書（原本）
及び収入に関する証明書を添付の上お届けします。

奨学生番号 • •

借用終了時の学校名

本　人
フリガナ

印

氏　名

住　所（〒　　-　　）

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新連帯保証人

フリガナ

実印

生年月日

本人との続柄

住　所（〒　　-　　）

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧連帯保証人氏名

〈変更理由〉

(注) 連帯保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。
ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、
記入した情報が、保証人、奨学金事業の業務委託先、連帯保証人が居住していた若しくは居住している
市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

09.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

保証人変更届

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、旧保証人を新保証人に変更しますので、印鑑証明書（原本）を添付の上
お届けします。

奨学生番号 • •

借用終了時の学校名

本 人
フリガナ

印

氏 名

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

e-mailアドレス

新保証人
フリガナ

氏 名

実印

生年月日

本人との続柄

住 所 (〒 -)

自宅電話番号

携帯電話番号

勤務先名

勤務先電話番号

フリガナ

旧保証人氏名

〈変更理由〉

(注) 保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。
ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、
記入した情報が、連帯保証人、奨学金事業の業務委託先、保証人が居住していた若しくは居住している
市区町村役場に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

09.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

縁上返還を希望する月の振替日の一ヶ月前までに、連絡してください。

縁上返還申込書

年　月　日

日本学生支援機構理事長 殿

(フリガナ)

奨学生氏名 _____

〒

住所 _____

自宅電話番号 _____

携帯電話番号 _____

FAX _____

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

_____月振替日に、下記奨学生番号の奨学金縁上返還を希望します。

(縁上返還希望の奨学生番号のみ記入して下さい。)

奨学生番号 (1) _____ ・ _____ (2) _____ ・ _____

※希望する返還①か②に○をつけ、②の場合はAかBに回数又は金額を記入してください。

②のBを希望する場合は、希望金額に近い縁上返還回数を本機構で計算し金額を設定します。

※半年賦併用返還（月賦と半年賦返還の併用）の方が、一部縁上返還を希望する場合の回数は
6回以上（当月分+5回分以上）となります。上限の金額を希望する場合は、半年賦分を含
めて6回以上の金額を記入してください。

奨学生番号(1)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、 B. _____ 円（上限）

奨学生番号(2)について

① 全額

② 一部 A. 当月分+ _____ 回分 又は、 B. _____ 円（上限）

縁上返還通知送付先（上記住所と同じ場合は記入不要）

〒

住所 _____

(フリガナ)

氏名 _____

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。その利用目的の適正な範囲内において、あ
なたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、他の目的には利用されません。
なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に
提供されます。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

奨学金返還期間変更願

年　月　日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間（回数）にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。

奨学生番号	借用金額
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
・ ・	円
合 計	円

フリガナ	
氏名	(年 月 日生) 印
住所	〒
電話番号	(自宅) (携帯)
e-mail アドレス	
勤務先名	電話番号

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、連帯保証人、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

09.09

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※記入の際は、「在学届」記入上の注意（30頁）を参照してください。

データ種別				在 学 届			
1 1	2 3	3 1	4 6				
奨学生番号							
記号				CD			
5 —	8 —	10 —	15 —				
姓(カタカナ)				現在校の入学年月		現在校の卒業予定期	
17 —				西暦年	月	西暦年	月
				—	—	—	在学年数
				28 —	29 —	34 —	3 —
↑ここから記入				↑西暦の下2桁を記入		↑西暦の下2桁を記入	
借用終了時の学校名							
借用終了年月・事由				年 月分まで受領 満期・辞退・退学・廃止			
該当する場合のみ○で囲む				→ 留年・休学・通信教育・放送大学			
現在校の学籍(学生証)番号							
学校名							
大學		学部		学科		学年	
大学院		研究科		専攻		学年	
専修学校名 (TEL)		学校 高等課程) 専門課程		分野 学科		学年 (修業年限 年課程)	
高等専門学校・高等学校名				学校			
上記のとおり在学していることを証明します。 年 月 日				電話番号(担当者名) () — —			
学校長名 大学長名				職印		学校番号 区分	
【連絡事項欄】							

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

奨学金返還期限猶予願

表面

証明書を添付し、返還期日の二ヶ月前までに、願い出てください。

願出・届出用紙は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出のこと。

※記入の際は、「奨学金返還期限猶予願」記入上の注意（30頁）を参照してください。

奨学金返還期限猶予願は、1年ごとの願出となっています。

奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

年 月 日

奨学生番号 • • 借用終了時の学校名
(猶予を希望する
奨学生番号のみ
記入してください。) • • (奨学金は 年 月分まで受領)
..... • •

フリガナ 氏名 印 年 月 日生

〒 住 所

電話番号（自宅） (携帯)

e-mailアドレス

勤務先名 所属部署

電話番号（内線） ()

下記のとおり返還期限を猶予していただきたいので、お願いします。

1. 希望の猶予期間

年 月から 年 月まで

2. 事由（該当する事由を選択し、事情を詳しく記入してください）

1 傷病	2 生活保護 受給中	3 入学準備中	4 失業中	5 生活困窮	6 その他 ()
------	---------------	---------	-------	--------	--------------

※「5生活困窮」、「6その他」の場合は、世帯人数（あなたが扶養している人数）（あなたを含む）
を記入してください。

世帯人数 人

[事情]

注意

※裏面も必ずご記入ください。

- ① 願出の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- ② 電話は本機構から速やかに連絡できるところを記入してください。
- ③ 追加の証明書が必要な場合があります。
- ④ 連帯保証人、保証人の住所等に変更がある場合は、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証に加入している人については、保証管理に必要な情報が（財）日本国際教育支援協会に提供されます。

収入及び支出の状況（申告書）

◎最近3ヶ月平均の収入及び支出の状況（一月当り）【全員必ず記入してください】

収入		支出	
① 給与（総支給額）	円	① 家賃	円
② 給与（手取り額）	円	② 食費	円
③ 親からの仕送り	円	③ 光熱費	円
④ 預貯金より取りくずし	円	④ 通信運搬費	円
⑤ その他（ ）	円	⑤ 被服費	円
⑥ その他（ ）	円	⑥ 教育費	円
⑦ その他（ ）	円	⑦ 医療費	円
	円	⑧ 親への仕送り	円
	円	⑨ その他（ ）	円
	円	⑩ その他（ ）	円
合計（②～⑦）	円	合計（①～⑩）	円
備考欄（生活困窮の状況で、特記したいことを記入してください）			

○支出申告書

生活困窮の事由による願出の場合で、年間収入300万円（給与所得者）・年間所得200万円（給与所得者以外）を超える方は必ず記入してください。

支出控除対象となる被扶養者

続柄	氏名	生年月日	職業	収入	就学者の場合				
					国公私別	学校の種類	学年	通学	授業料等
配偶者		年月日							
		年月日			国公立 私立	小・中・高校・高専・ 専修学校（高等・専門） ・大学（短大・大学院含む）	年	自宅 自宅外	
		年月日			国公立 私立	小・中・高校・高専・ 専修学校（高等・専門） ・大学（短大・大学院含む）	年	自宅 自宅外	
		年月日			国公立 私立	小・中・高校・高専・ 専修学校（高等・専門） ・大学（短大・大学院含む）	年	自宅 自宅外	
		年月日							

上記に記載した人のうち、障害のある人、長期療養中の人などがいる場合、具体的に記載してください。
(特別な事情及びこれに係る経費を証する証明書を必ず添付してください。)

返還期限の猶予を希望する特別な事情（親への治療費補助等）を、具体的に記載してください。
(特別な事情及びこれに係る経費を証する証明書を必ず添付してください。)

「在学届」記入上の注意

1. 奨学生番号は、奨学金の借用が終了しているもののうち採用年度の「新しい番号」を記入すること。

奨学生番号の記入例

(例) 699 カ 65432

奨 学 生 番 号		
	記号	CD
699	カ	X

(例) 605-04-654321

奨 学 生 番 号		
	記号	CD
605	04	X

2. 借用終了時の学校名は、借用が終了したもののうちで最後に貸与された学校名を記入すること。

3. 姓は左につめてカタカナで記入し、ダク点、半ダク点は、1コマ使用すること。
(姓の6コマ以上、及び名は書かなくてよい。)

(例) 円城寺和子

姓 (カタカナ)
エンシヨ

(例) 青木昭子

姓 (カタカナ)
アオキ

4. 卒業予定期は、現在在学中の学校の正規の最短修業期の年を西暦の下2桁(平成の年+88)で記入すること。

なお、休学などで正規の最短修業期を超えたときは、その卒業予定期を記入して提出すること。

5. 在学年数は、次の(1)～(4)のいずれかの年数を記入すること。(1年未満の端数は切り上げる)

- (1) 1年次入学(学士入学を含む)のときは、そのときから正規の最短修業期までの年数。
- (2) 休学、その他の事由で卒業が延期となったときは、その延びる年数。
- (3) 辞退、廃止などにより在学期間に借用が終了したときは、そのときから卒業するまでの年数。
- (4) 留年した者及び大学の通信教育部又は放送大学の全科履修生として在学する者は「1」を記入し、毎年提出すること。

6. 専修学校については、学校の電話番号(担当者名)及び修業年限も記入すること。

「奨学金返還期限猶予願」記入上の注意

1. 希望の猶予期間は「いつから」「いつまで」希望するか記入すること。(原則1年ごとに証明書を添えて願い出が必要です)

- (1) 「いつから」

以下の書類で返還開始年月又は次回振替年月を確認し記入すること。

「返還開始のお知らせ」、「振替案内」、「振替不能通知」、「奨学金返還期限猶予終了のお知らせ」、「払込取扱票」等 ※3月貸与終了の人の返還開始は10月からです。

- (2) 「いつまで」

1ヶ月単位で希望する年月まで記入すること。

2. 事由については次の該当する事由を選択したうえで詳しく記入すること。

災害	6	その他を選択し()に災害と記入してください
傷病	1	傷病を選択してください
生活保護受給中	2	生活保護受給中を選択してください
外国留学・研究中	6	その他を選択し()に外国・研究と記入してください
経済困難	5	生活困窮を選択してください
特別研究員	6	その他を選択し()に特別研究員と記入してください
失業中	4	失業中を選択してください
新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職	6	その他を選択し()に新卒・猶予切れと記入してください
入学準備中	3	入学準備中を選択してください

※いずれの場合もその事由を証明する書類を添付してください。

3. 世帯人数を記入してください。また、裏面「収入及び支出の状況(申告書)」も必ず記入してください。

MEMO

下記の「返還のおぼえ」には、返還誓約書を提出する前に返還の明細の内容を必ず記入し、約束した返還の方法を忘れないようにしてください。（返還誓約書の控も貼っておきましょう。）

返還のおぼえ

出身学校名		
奨学生番号		
借用金額	円	円
割賦方法	月賦、月賦・半年賦併用	月賦、月賦・半年賦併用
利 率	%	%
割賦金	円	円
最終割賦金	円	円
返還回数	回	回
1回目返還期日	年 月 日	年 月 日
2回目以降返還期日	日	日
連帯保証人		
保証人		

寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた寄附金を学生支援寄附金として優秀学生顕彰事業をはじめ、次代を担う学生を支援するために活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いいたします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められています。

寄附金についての詳細はホームページをご覧ください。

寄附 日本学生支援機構

検索

<http://www.jasso.go.jp/kouhou/kihukin/>

電話: 03-6743-6011

政策企画部広報課

日本育英会は平成16年3月31日をもって廃止され、奨学金事業は「独立行政法人日本学生支援機構」に移管されました。奨学金の返還者と日本育英会との間の権利義務の一切は、独立行政法人日本学生支援機構にそのまま引き継がれました。

電話による相談・照会先

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター



0570-03-7240 (ナビダイヤル・全国共通)

※返還誓約書についてのご質問(保証人に関する照会等)は在学する学校へお問い合わせください。

※PHS、一部携帯電話、IP電話及び海外からの電話は03-6743-6100をご利用ください。

※よくある質問(奨学金Q&A)については、本機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/henkou/faq.html>)に掲載していますのでご参照ください。

各種願・届・文書の提出・照会先	FAX番号
独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業部 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7	返還促進課 03-6743-6676
	返還免除課 03-6743-6675 〔 ・死亡・心身障害による免除について ・特別免除制度による免除について 〕

なお、奨学金の返還に関する一部の届け出・送付につきましては、本機構の各地方ブロック支部でも受け付けております。詳細は本機構ホームページでご確認ください。

ホームページアドレス
<http://www.jasso.go.jp/>

奨学金

検索

